

令和5年度米沢市障がい者・高齢者福祉施設燃料費等助成金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、原油価格・物価高騰による障がい者・高齢者福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）の設置者等の負担を軽減するため、市長が予算の範囲内で交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（助成金の交付対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）とは、社会福祉施設等の設置者等のうち、施設等を運営している者又はその事業若しくはそのサービスを実施している者とする。

（補助対象事業）

第4条 この助成金の交付対象となる事業は、社会福祉施設等の運営又はサービス若しくは事業の実施であって、次の各号すべてに適合しているものとする。

- (1) 市内に社会福祉施設等を有し、令和5年4月1日において運営又はサービス若しくは事業を実施していること。
- (2) 令和5年4月1日から同年6月30日までの間において、通算1月以上実施されていること。
- (3) 申請日時点で事業を廃止又は休止していないこと。

（助成金の額）

第5条 この助成金の額は、別表1及び別表2に定める額とする。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の住所、法人等名、代表者、電話番号
- (2) サービス種別、事業所数、定員数、対象施設名、申請額
- (3) 助成金の振込を希望する金融機関の口座に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定める申請書は、障がい者福祉施設については「令和5年度米沢市障がい者福祉施設等燃料費等助成金申請書（様式第1号）」を、高齢者福祉施設については「令和5年度高齢者福祉施設等燃料費等助成金申請書（様式第2号）」を提出するものとする。

3 第1項の規定により申請することができる期間は、市長が別に定めるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときはその旨を、助成金を交付することが不適当と認めるときはその旨及びその理由を、書面により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条 市長は、前条に規定する助成金の支給を決定したときは、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年7月1日から適用する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した助成金については、同日後もなおその効力を有する。

別表1 障がい者福祉施設

種別	サービス種別	基準額（定額補助）
入所系施設	ア 療養介護	【定員29人以下】 1施設 15万円×1/2 【定員30人以上】 定員×5千円×1/2
	イ 共同生活援助	
	ウ 施設入所支援	
通所系施設	エ 短期入所 （単独型事業所に限る）	1施設 10万円×1/2
	オ 生活介護	
	カ 機能訓練	
	キ 生活訓練	
	ク 就労移行支援	
	ケ 就労継続支援A	
	コ 就労継続支援B	
	サ 地域活動支援センター	
	シ 日中一時支援	
	ス 児童発達支援	
	セ 放課後等デイサービス	
訪問系施設	ソ 計画相談支援	1施設 5万円×1/2
	タ 居宅介護	
	チ 重度訪問介護	
	ツ 行動援護	
	テ 同行援護	
	ト 移動支援	
	ナ 保育所等訪問支援	

- 1 入所系施設における定員は、関係法等の規定による指定を受けた令和5年4月1日時点の数をを用いること。また、併設する短期入所事業所がある場合には、その定員を追加すること。
- 2 共生型サービスにおいて、障がい者（児）及び要介護者に同一の場所で同時にサービスを提供する等、双方の事業所を一体的に運営している場合は、障がい者又は高齢者福祉施設等どちらか一方の助成金のみを申請すること。

別表2 高齢者福祉施設等

種別	サービス種別	基準額（定額補助）
入所系施設	ア 介護老人福祉施設	【定員29人以下】 1施設 15万円×1/2 【定員30人以上】 定員×5千円×1/2
	イ 介護老人保健施設	
	ウ 介護医療院	
	エ 認知症対応型共同生活介護	
	オ 養護老人ホーム	
	カ 軽費老人ホーム	
	キ 有料老人ホーム	1施設 10万円×1/2
	ク サービス付き高齢者向け住宅	
通所系施設	ケ 通所介護	1施設 10万円×1/2
	コ 地域密着型通所介護	
	サ 通所リハビリテーション	
	シ 小規模多機能型居宅介護	
	ス 看護小規模多機能型居宅介護	
訪問系施設	セ 訪問介護	1施設 5万円×1/2
	ソ 訪問入浴介護	
	タ 訪問看護	
	チ 訪問リハビリテーション	
	ツ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	テ 居宅介護支援	
	ト 福祉用具貸与	
	ナ 介護予防支援	

- 1 介護予防サービスを含む。
- 2 入所系施設における定員は、関係法等の規定による指定を受けた令和5年4月1日時点の数をを用いること。また、併設する短期入所生活介護または短期入所療養介護については、その人数を定員に追加すること。
- 3 訪問介護には、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」を含む。
- 4 通所介護には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」を含む。
- 5 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保健医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所）は、対象外とする。